



りそな銀行アジアニュース

2020年6月30日
りそな銀行 国際事業部

【バンコック駐在員事務所】

「タイ政府の新型コロナウイルス対策の企業支援措置について」

タイ政府は新型コロナウイルスの流行による国民と経済への影響緩和に向けてこれまでに3段階に分けて合計2兆4,170億バーツ(約8.4兆円)の経済対策を決定した。現金支給措置や低利融資などの財政支援策、公共料金の引き下げなどの支援策を取り入れている。法人向けの主な支援策は以下の通り。

事項	主な内容
金融	1. 元金、利息返済猶予 <ul style="list-style-type: none">・中小企業の既存の債務1億バーツを上限として6カ月間返済猶予・非延滞扱、信用情報への非掲載 2. 中央銀行による中小企業向けの低利融資(ソフトローン) <ul style="list-style-type: none">・中央銀行が5,000億バーツの原資を金融機関に供給。・各銀行は融資限度額5億バーツ以下の会社に、2019年12月末融資残高の20%を限度として貸出・金利は当初2年間2%、うち最初の半年については政府が金利を負担・2019年12月末現在、返済状況に問題のない会社が対象・借入希望の会社は既存取引銀行に申請 3. 社債流動性安定化基金(Corporate Bond Stabilization Fund:BSF)を設置 <p>債券市場安定化を目的に、中銀は4,000億バーツまでファンドの投資口の買取</p>
税務	<ul style="list-style-type: none">・法人所得税、付加価値税(VAT)、特定事業税、石油会社による燃料税、娯楽施設等による酒類税等の納税期間を延長・源泉税を軽減<ul style="list-style-type: none">2020年4~9月: 3%から1.5%に引き下げ(文書・オンラインによる申告)2020年10~12月: 2%に引き下げ(オンラインによる申告)・2020年4~7月の人件費の300%まで所得控除が可能(認定企業)・輸出企業に対する付加価値税(VAT)還付をオンライン申告の場合15日、ハードコピー申告の場合45日に短縮(優良輸出事業者)・新型コロナウイルスの予防や検査、治療関連の医薬品・医薬器具等の輸入税を2020年9月末まで免除
その他	<ul style="list-style-type: none">・テレビ会議等の電子システムでの取締役会・株主総会開催の承認・非上場企業の確定申告書・中間申告書の提出期限の延長・BOI企業の監査資料提出期限延長・タイ工業団地公団(IEAT)居企業に対する土地・建物の賃貸料や共益費、サービス料を免除・減額、支払い期間を延長・2020年3~8月の分の社会保険料拠出金を通常の5%から4%に引き下げ・社会保険料納付期間を延長・水道光熱費の引き下げ、水道・電気使用保証金の返金

【出所:タイ中央銀行 HP、タイ財務省 HP、ジェトロ HP】

照会先: 国際事業部 (東京)電話 03-6704-2709
(大阪)電話 06-6268-1907

当資料は海外進出をされている日系企業のお客さまのために、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいようお願い致します。 *禁無断転載